

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	エルサルバドル／全途上国
語学の種類	英語（西語ができれば望ましい）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エルサルバドル共和国（以下、「エルサルバドル」という）では、都市と農村の経済格差が問題となっている。都市部と農村部の経済格差があり、世帯別で見た都市部の絶対的貧困率及び相対的貧困率が各々6.4%、23.5%であるのに対し、農村部の平均は各々10.4%、27.2%である（エルサルバドル経済省 2016）。特に、東部地域（モラサン県、ウスルタン県、サンミゲル県、ラ・ウニオン県）は、内戦による被害が最も大きかった地域であり、長い間開発から取り残されてきた。また、世帯収入が低いことから海外での出稼ぎ家族からの海外送金への依存度が高いことも同地域の特徴である（全国の送金受給世帯割合が約 25%であるのに対し、東部地域は約 34%（エルサルバドル経済省 2016））。東部地域における貧困問題解決のために、社会開発を含む 6 つの開発プログラムから構成される、「エルサルバドル東部地域持続および包括開発マスタープラン」（以下、「東部地域マスタープラン」という）があり、同プランのもと各種開発事業が実施されている。当国の社会開発プログラムの実施主体である地方開発社会投資基金（Social Investment Fund for Local Development、以下「FISDL」という）は、国家開発 5 か年計画に基づき、社会開発部地方開発課を設置し、地方開発への

取組を強化している。地方開発においては、市役所の能力強化が重要であることから、FISDLは2015年7月から2年間、東部地域の6市を含む全国10市を対象として、社会開発事業の持続的かつ自立発展的な実施を目指した「生活改善アプローチに基づく社会プログラム実施のための地方自治体能力強化プロジェクト」と題するパイロット・プロジェクトを実施した。同プロジェクトでは、住民グループを対象に活動を実施し、市役所との関係の強化、住民の自助努力に基づく住居改善、食習慣の改善、水源の環境改善、コミュニティ内の社会的弱者への支援、現金収入の向上といった成果が出ている。これを受け、同国が将来的に自立的かつ持続的な社会開発事業を実施できるようにするため、地方の市役所に生活改善アプローチを導入することが有効であり、またそれに基づいた開発事業の実施能力の強化が必要と考えられた。こうした背景から、エルサルバドルにおける生活改善アプローチ¹に基づいた、東部地域での参加型地方開発モデルの構築を目的とした技術協力プロジェクト「生活改善アプローチに基づいた東部地域地方開発能力強化プロジェクト」実施が両国間で合意され、2018年1月から5年間の予定で実施中である。

また、C/P機関については、2021年末にエルサルバドル政府の政策変更に伴い、FISDLが解体され、社会開発部門が地方開発省(MINDEL)に引き継がれている。今回実施する終了時評価調査は、2023年1月の本プロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後の本プロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓等を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画を踏まえつつ、活動実績、計画達成状況、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2022年8月上旬～2022年8月中旬)

- ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、モニタリングシート、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績

¹ 地方開発社会投資基金(FISDL)の定義する生活改善アプローチとは、5つの視点(「食料安全保障」、「環境」、「健康」、「社会連帯」、「家計改善」)による生活の向上に資する活動を、身の回りや地域の資源を活用して実践すること、依存体質からの脱却を考える住民の育成及び自助努力の定着により促進することを意味している。そのために、様々な課題を当事者自身で理解し、分析し、共有し、解決策を実践し、その成果を享受し、評価をした上で、更に次の課題に挑戦していくというサイクルの実践を行うことである。

(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文又は西文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他エルサルバドル側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文又は西文）を提案しエルサルバドル C/P と協議する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2022 年 8 月中旬～2022 年 9 月中旬）

- ① JICA エルサルバドル事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ エルサルバドル側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、本業務従事者により国内準備期間中にエルサルバドル事務所および C/P 機関の協力を得て事前にメールで配布した質問票を現地にて回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報を調査し、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた調査結果をもとに、他の調査団員及びエルサルバドル側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文・西文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ これまでの調査結果や他団員及びエルサルバドル側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文・西文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文・西文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA エルサルバドル事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 9 月中旬～2022 年 9 月下旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。

- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年9月30日(金)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 評価報告書（英文・西文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒メキシコ⇒エルサルバドル⇒メキシコ⇒日本を標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年8月20日～9月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA エルサルバドル事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：日本語または英語⇄西語の通訳を必要に応じ提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員等到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（JICA 団員の滞在日程は7月6日(火)～7月13日(火)を予定しています）

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム (edga1@jica.go.jp) にて配付します。

- ・モニタリングシート
- ・PDM（最新版）

② 本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

- ・生活改善アプローチに基づいた東部地域地方開発能力強化プロジェクト | 技術協カプロジェクト | 事業・プロジェクト - JICA

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上